

iStudy LMS License 使用許諾書

第1章 総則

第1条 (目的)

この契約は、アイスタディ株式会社 (以下「当社」といいます) が提供する製品又はサービス (以下「本製品等」といいます) について定めるものです。従って、当社とお客様との間で、パートナー取引に関する基本契約又はそれに基づく個別契約が存在した場合といえども、この契約はそれらの諸契約と別途独立したものとして効力を有します。なお、お客様とは、この契約に同意した法人をいいます。

第2条 (申込と承諾) この契約は、お客様が当社指定の注文書により申込みを行い、当社が第5条に定めるお客様情報を登録することにより効力を生じるものとします。

第3条 (適用の範囲)

この契約のうち、総則は、次章以降について適用されます。

第4条 (契約の変更)

当社は、お客様の承諾なくこの契約を変更することがあります。この場合には、本製品等のご利用条件は変更後の内容によるものとします。変更後この契約は、当社が別途定める場合を除き、お客様に通知 (当社ホームページへの掲載を含み、以下同様とします。) した時点より有効に効力を生じるものとします。

第5条 (本製品等の提供)

1. 当社がお客様に提供する本製品等のご利用条件は、この契約及びプログラム・ユーザ証書記載のとおりとします。
2. お客様は、本製品等を利用するためお客様の情報を登録し、ライセンスを発行した日 (以下「利用開始日」といいます) から起算して1年間に限り、本製品等のライセンスに関して譲渡不可能な非独占的権利を有します。
3. 当社は、本製品等の内容を予告なく追加、変更、部分改廃することがあり、更新後の本製品等の内容は、当社が別途定める場合を除き、お客様に通知した時点より有効に効力を生じるものとします。
4. 当社がお客様に対し提供する診断コンテンツ乃至本製品等を構成するデータ等 (以下「データ等」といいます。) は、当社の裁量により、又は、お客様の承諾により提供可能なデータ等が、更新された時点において利用可能なデータ等とします。
5. お客様は、利用開始日から起算して1年間に限り、第20条に規定のメンテナンスの提供を受けることができます。

第6条 (著作権)

1. お客様が本製品等を利用するに際し、お客様が取得する権利は、譲渡不可能な非独占的権利であり、かつ、本製品等を利用することができることのみに限られます。この契約に定めなき範囲は許諾されていないものとします。
2. お客様は、前項によって本製品等に係る一切の著作権その他知的財産権 (以下「著作権等」といいます) を明示的又は暗示的に取得するものではありません。著作権等は当社又はそのライセンサー (オープンソースが含まれる場合にあつては、そのオープンソースの著作権者を含みます) に全て留保されます。当社又はそのライセンサーは、いかなる時においても対象プログラム又は媒体に係る知的財産権を含む一切の権限、権利を保持し、著作権及びその他の知的財産権に関する法律により保護されています。
3. 本製品等の提供に関するシステムの著作権等は当社に帰属します。

第7条 (譲渡禁止等)

お客様は、この契約で得る権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第8条 (料金の支払い)

1. お客様は、当社又は当社より本製品等の販売権の許諾を受けた販売パートナー (以下「販売パートナー」といいます) に対し別途当社又は販売パートナーが定める当該時点で有効な料金表に記載する料金並びに料金に係る消費税・地方消費税及びその他賦課される税 (以下「料金等」といいます) を、当社又は販売パートナーが別途指定する方法により支払うものとします。料金等改定の場合には、その1ヶ月前までにお客様に対し新料金を通知するものとします。
2. 本製品等の利用人数の追加があった場合も前項と同様とします。

第9条 (本製品等のライセンス等)

1. 当社はお客様に対し本製品等を利用するに際し必要なライセンス (以下、ライセンスメディア) を提供します。
2. お客様は、当社より提供されたライセンスメディアの管理及び使用について一切の責任を負うものとします。
3. 当社はライセンスメディアの使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因するお客様及び第三者の損害につき一切責任を負わないものとします。
4. ライセンスメディアは貸与された当該お客様に限り使用できるものとし、第三者に使用させたり、譲渡、貸与、名義変更、担保の設定、相続等することができません。
5. お客様は、ライセンスメディアを紛失、又は第三者による盗用等の被害を蒙った場合には、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第10条 (本製品等の一時的な中断及び中止)

1. 当社はオンライン上に事前通知をした上で、本製品等の全部又は一部の提供を中止することがあります。
2. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、お客様に事前に通知することなく、一時的に本製品等を中止又は中断することがあります。
 - (1) 本製品等用設備等の保守を緊急に行う場合。
 - (2) 火災、停電等により本製品等の提供ができなくなった場合。
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本製品等の提供ができなくなった場合。
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本製品等の提供ができなくなった場合。
 - (5) その他、運用上又は技術上当社が本製品等の一時的な中断が必要と判断した場合。
 - (6) 政府機関その他管轄行政当局の命令、指示に従わざるを得ない場合。
3. 当社は、前項各号のいずれか、又はその他の事由により本製品等の提供の遅延又は中断或いは中止等が発生したとしても、これに起因するお客様又は第三者が被った損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合及びこの契約で特に定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。
4. 当社が契約する本製品等の基幹サービスを供給するデータセンター事業者の電気通信設備、支給設備の保守上又は工事上やむを得ない場合、本製品等の提供を中断することがあります。但し、予め明らかな告知がなされている場合は事前にお客様に通知するものとします。
5. 当社は、前各項によりお客様又は第三者に生じた損害について、この契約で定める場合を除き、一切補償・賠償を行いません。

第11条 (損害賠償)

1. 当社は、当社による契約不履行若しくは不法行為等によってお客様に対して損害賠償責任を負った場合、又は当社の帰責事

由による本サービスの利用不能が生じた場合には、お客様に対して損害賠償をするものとします。但し、かかる場合の当社による損害賠償額は、お客様から実際にいただいた本サービスに係る利用料金の過去1年間の累積額、かつ通常損害を限度とします。

2. 前項に定める当社による損害賠償責任は、秩序の回復若しくは維持、又は公の利益のため緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要がある場合、又は、この約款に別途定める場合においては、発生しないものとします。

3. お客様は、本製品等の利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合(お客様が、この契約上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

4. お客様がこの契約に違反した行為によって、当社に損害を与えた場合、当社はお客様に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第12条 (遵守事項)

1. 本製品等に係る利用者情報含む一切の情報の作出や管理については、お客様が全責任を負いますので、お客様は善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。お客様自らコンテンツ等を本製品等内に掲載又は開示若しくは提供する行為、及び、その内容に関する権利の性質や帰属に関する責任についても同様とします。

2. 本製品等使用上の過誤、管理不十分又は第三者による不正使用等に起因するお客様の全ての損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 本製品等は、日本国外での利用について、日本国外での法律や慣習に必ずしも合致しているとは限りません。日本国外でのご利用で生じる様々なトラブルについて、当社は一切責任を負いませんので、お客様ご自身の責任で誠実にこれを解決するものとします。

4. お客様は、本製品等のご利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメインを使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、お客様ご自身の責任で誠実にこれを解決するものとします。

5. 当社は、第三者とお客様との紛争に関し、係る第三者より問い合わせを受けたときは、お客様にご連絡いたします。お客様は、自己の氏名、連絡先等を係る第三者に開示し、お客様ご自身の責任と費用をもって当該紛争の解決にあたるものとします。

第13条 (免責)

1. 当社は、お客様が本製品等の提供を受けたことによりお客様もしくは利用者(診断コンテンツ等を利用する者)、第三者に発生した一切の損害について、第11条に規定される賠償を除き、いかなる責任も負わないとします。これには、本製品等の利用の制約・不能・遅延もしくは困難、情報取得の困難、情報の滅失もしくは損壊を含みますがこれに限られないものとします。

2. オープンソースに起因又は関連して生じた権利侵害乃至損害賠償についても、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 当社は、製品・本製品等に関して瑕疵(バグ)修正中の損害がないことを保証しません。当社は、お客様が本製品等を使用され、又は使用できなかったことにより生じた業務上の中断、ビジネス情報の損失又はその他の損害に関して、かかる瑕疵(バグ)発生原因が当社の責めに帰すべき事由である場合を除き、お客様に対し何らの責任を負いません。

4. 当社は、本製品等を通じてお客様に提供されるデータ、情報等について、その完全性、最新性、正確性、信頼性、有用性等いかなる保証も、お客様及び第三者に対して行わないものとします。いかなる場合においても当社のお客様に対する責任は、この契約に明示するものに限られ、本製品等の使用又は使用不能から生ずるいかなる損害(直接的、付随的、若しくは間接的損害、逸失利益の損失、お客様の要求を満たさないために生じ

た業務上の中断、ビジネス情報の損失又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されない)に関して、一切責任を負わないものとします。

5. お客様は、自己の責任において本製品等を利用するために必要なコンピュータ、通信機器、電話回線、ソフトウェアその他全ての機器設備を設置するものとし、当社はこれら機器設備について何らの責任をも負わないものとします。

6. お客様の裁量により本製品等をカスタマイズした場合(当社からお客様へテーブル情報等を提供した場合も含む)、当社は本製品等(更新版を含む)の動作保証を致しません。

7. お客様は、本製品等の利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合(お客様が、この契約上の義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

8. お客様がこの契約に違反した行為によって、当社に損害を与えた場合、当社はお客様に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第14条 (秘密保持)

当社及びお客様は、相互に、本製品等を通じて相手方から秘密の表示を付して開示を受けた営業上、技術上、その他一切の有用な秘密情報(第三者の秘密情報も含む)を第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、開示の時点ですでに公知であった情報、受領者の故意又は過失によらないで公知になった情報、受領者が第三者から適法に秘密保持義務を負うことなく取得した情報、開示の時点ですでに受領者が有していた情報、開示された情報によらずに独自に開発した情報については、本条の適用がないものとします。

第15条 (個人情報の取扱)

当社は、お客様が本製品等のために当社へ提供した会社情報及び個人情報(以下「情報」という)を、この契約に定める本製品等の提供のために必要な方法で又は個人情報を取得する時点で提示する方法でのみ個人情報を利用し、当社及びお客様は、個人情報の保護に関する関連法規全てを遵守するものとします。なお、お客様は、本製品等の担当窓口となる従業員の個人情報又はこの契約で規定されるその他の個人情報を、当社に提供する範囲内で、必要に応じて係る個人に関連する通知を行い、係る個人から必要な同意を得るものとします。

第16条 (テーブル情報等の取扱)

本製品等を使用するにあたり、お客様が本製品等をお客様のシステム又はネットワークに組み込む場合でかつ当社が特定のテーブル情報(以下「テーブル情報等」といいます)をお客様に提供する場合、お客様は、テーブル情報等を機密情報として厳重に管理し、安全管理のために適宜必要な措置を講じるものとします。

第17条 (ユーザデータ)

1. 削除された履歴を含むすべてのユーザデータについて、その復元またはお客様への提供は致しません。

2. お客様において本サービスをご利用するユーザの数をご契約及びサービス・ユーザ証書、またはプログラム・ユーザ証書記載の契約ユーザ数を超えたことを当社において確認した場合、当社は、速やかにお客様に対しその内容を通知します。この場合、お客様は、当社に対し、かかる超過ユーザ数に応じたご利用金額を追加して支払うものとします。

第18条 (利用容量)

1. お客様が作成し著作権を有するコンテンツまたは、お客様が用意したコンテンツをアップロードできる容量は、ご契約及びサービス・ユーザ証書、またはプログラム・ユーザ証書記載の容量を上限とします。

2. お客様がアップロードしたコンテンツの容量がご契約及びサービス・ユーザ証書、またはプログラム・ユーザ証書記載の

上限容量を超えたことを当社において確認した場合、当社は、速やかにお客様に対しその内容を通知します。この場合、お客様は、当社に対し、かかる超過分の容量に応じた追加料金を支払うものとします。

第19条 (契約期間)

- (ア) この契約は、本製品等のライセンスの使用権を許諾したときに発効し、お客様が本製品等の使用を終了した場合、終了するものとします。
- (イ) 本製品等のご利用終了後、お客様が実施した学習履歴および診断結果データはお客様の責任のもと所持できるものとします。

第20条 (メンテナンス契約)

お客様は、本製品等について当社ならびに当社が権利を保有する又は管理する製品の販売権の許諾を受けた販売パートナーと、本製品等に付帯するメンテナンス契約を更新することで、本製品等の利用ならびに本製品についてのメンテナンス及び技術サポートの提供を、本製品の利用開始より1年を経過した後も継続的に受けることができます。お客様がメンテナンス契約の更新を希望しない場合、本製品等の利用を終了するものとします。

(ア) メンテナンスの内容

① 技術サポート

- (1) 本製品の機能及び使用方法に関する電話、電子メールによる助言。
- (2) 本製品の使用上の諸問題に対する対処法の通知。但し、これらは本製品の更新版として提供されることがあります。

② 技術サポートの提供時間

前項技術サポートは土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く、アイスタディ指定の営業日の午前9時から12時及び午後1時から6時までの間に提供されます。

③ バージョンアップ

アイスタディは、機能を強化かつ瑕疵の解決に対応された本製品が提供可能となった場合、本製品の更新版を提供します。但し、アイスタディがその独自の裁量によりオプションとして提供する場合は更新版には含まれません。本項の規定は、本製品の更新版を作成する義務を課すものではありません。

④ その他

お客様の裁量により本製品をカスタマイズした場合（アイスタディからお客様へテーブル情報等を提供した場合も含む）、アイスタディは本製品（更新版を含む）の動作保証を致しません。

(イ) メンテナンス契約の期間

メンテナンス契約の有効期間は、利用開始日から1年間とし、同期間満了の1ヶ月前までに書面による意思表示のない限り、本契約は更に1年間更新されるものとし、その後と同様とします。

(ウ) メンテナンス料金及び支払条件

- (1) お客様は、本条のメンテナンスの対価として規定されたメンテナンス料金を、アイスタディに支払うものとします。
- (2) お客様が指定された支払日から支払いを遅延した場合、アイスタディは、メンテナンス料金に商事法定利息を加算した額をお客様に対し請求できるものとします。
- (3) お客様の要請により、本条(ア)項に規定する技術サポートの範囲を超えるサービスを提供した場合には、アイスタディは別途所定の料金をお客様に対し請求できるものとします。

(4) メンテナンス料金は、本製品の仕様変更等に基づき料金の変更を行うことがあります。その場合、アイスタディは更新日の1ヶ月前にお客様に告知するものとします。

(5) お客様が本契約を解約し、その後に再契約を希望する場合は、お客様アイスタディ協議の上、お客様は、所定の料金及び費用を支払うものとします。

(エ) 契約の終了

- (1) お客様及びアイスタディは、満了の1ヶ月前までに書面にて相手先当事者に通知することにより、本契約を終了させることができるものとします。
- (2) お客様が本契約の条項に違反し、アイスタディの書面による是正催促後1ヶ月以内にそれが是正されない場合には、アイスタディは本契約を解除することができるものとします。
- (3) お客様が本条(1)項の権利を行使し、もしくは前項の事由に該当し、もって本契約を終了した場合、アイスタディが本契約に基づき受領した料金は返還されないものとし、お客様に未払料金がある場合、お客様はかかる未払料金の支払責務を免責されないものとします。

(オ) 責任の限定

アイスタディはお客様に対して、アイスタディが提供したメンテナンスを原因として発生したいかなる損害（直接的、付随的、もしくは間接的、逸失利益の損害、お客様の要求を満たさないために生じた業務上の中断、ビジネス情報の損失又はその他の金銭的損害を含み、かつ、これらに限定されない）について一切責任を負わないものとします。たとえ、かかる損害の可能性を認識していた場合でも一切責任を負わないものとします。但し、アイスタディの責めに帰する事由によって発生した直接損害はメンテナンス料金の利用料金相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。

第21条 (当社が行う解除)

- お客様がこの契約に違反した場合、当社は、是正催促後7日以内に是正されない場合、この契約をいつでも解約できるものとします。その場合には、お客様は直ちに対象プログラムの使用を中止するものとします。
- お客様が以下の各号いずれかに該当する事由が生じたときは、催告、通知その他なんらの手続きを要することなく即時にこの契約を解除することができるものとします。尚、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - この契約又は注文書・注文請書の条文のいずれかに違反し、相当の期間を定めて文書により催告したにもかかわらず、なお是正されない場合。
 - 自己振出の手形又は小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態となった場合。
 - 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき、租税滞納処分を受けたとき、又は破産、民事再生、会社更生の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき。
 - 営業の廃止もしくは重大な変更、解散の決議又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - 営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けた場合。
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。
 - その他この契約又は個別契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第22条 (オプション)

(ア) 本製品等に付帯する当社のオプションについては、お客様は個々のオプションサービス毎に当社指定の注文書により申込みを行い、これに対して当社が注文請書を発行することにより成立するものとします。

(イ)お客様は、第1項の行為により成立したオプション機能が利用可能となったときは、オプションが指定する利用人数の範囲内で利用することができます。

(ウ)オプション利用開始後に、さらにオプション機能の拡張又は利用人数の範囲を超える追加があった場合には、第1項と同様の方法により利用することができます。

(エ)個々のオプションのご利用期間は、本製品等の当初期間又は、契約期間に従属するものとします。

(オ)お客様は当社の請求に基づき、オプションの利用状況に対しての監査を1年間に4回まで応じるものとします。

第23条 (一般条項)

(ア)この契約条項のうち法令に違反するものがある場合、当該条項は法令で許される範囲で執行されるものとし、他の条項には影響を与えないものとします。

(イ)この契約のいずれかの条項が無効あるいは強制不能とされた場合であっても、この契約の他の条項は完全な効力を有します。

(ウ)この契約の不履行又は違反について当事者が権利を行使しなかった場合であっても、他の又はその後の不履行又は違反について権利放棄を行ったことにはなりません。

(エ)この契約は日本国の法律に準拠するものとします。

(オ)この契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的に第一審の管轄裁判所とします。

(カ)当社とお客様は互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行するものとします。

第24条 (存続条項)

第6条、第7条、第11条、第13条乃至第15条、第19条(イ)項、第23条及び本条は、本製品等の利用終了後も有効に存続するものとします。

附則

第2章 研修

第25条 (研修コースの申込)

(ア)研修サービスを事業とする第三者又は専門の講師によって特定の研修施設又は教室において、定期又は不定期に開催される集合研修(以下、「研修コース」といいます。)の申込(本製品等と別途の申込により適用される場合に限り)は、管理者(お客様が本製品等について指定した者をいいます。)が承認することによって成立します。

(イ)前項の申込があったときは、当社は研修コースや教材の申込についての事務を行います。

第26条 (研修料金の支払い)

(ア)第1章第8条(料金の支払い)にかかわらず、お客様は、利用者の現実の研修コース受講最終日の属する月(以下「受講月」といいます。)の月末で締め切れ集計された受講料の合計金額を受講月翌月末までに支払うものとします。

(イ)お客様、管理者又は受講者の事由による研修コース受講のキャンセル又は解約についての取扱いはそれぞれの研修コース主催者が定める通りとします。

第27条 (ライブオプション、オンデマンドオプション利用規約)

ライブオプションまたはオンデマンドオプションの利用に際しては、個別の利用規約(「V-CUBE」サービス利用規約)が適用されます。当該オプションサービスを利用するお客様は「V-CUBE」サービス利用規約 <http://www.vcube.com/terms/> を確認の上申込みを行うものとします。

第3章 コンテンツのご利用

第28条 (コンテンツの利用申込)

コンテンツ(以下第32条まで同じ。なお、お客様が作成し、著作権を有するコンテンツを除きます)の利用を開始したときは、総則及び本章に定め承諾したものとします。

第29条 (コンテンツの提供)

コンテンツの利用申込に必要な手続きをお客様がなされたことを当社が承認したときは、利用者お一人かつ単一コンピュータ上で、それぞれ当社が推奨する動作環境下でのライセンス登録後、当社規定の日数、本ライセンスを利用して享受できるコンテンツ及びこれら用途及び機能を使用する譲渡不可能な非独占的権利です。利用者に対して発行されたひとつのライセンスに対して複数人での使用は同時使用、同時使用でないに拘わらず禁止しております。

第30条 (著作権等)

コンテンツは当社が専有しているか、又は頒布しており、著作権及びその他の知的財産権に関する法律によって保護されています。お客様は本ライセンスを使用する権利を付与されたに過ぎず、この契約に定める以外に、本ライセンス又はそれを含んだ媒体に係る一切の権利を明示的に又は暗示的に付与されたわけではありません。当社又はそのライセンサーは、いかなる時においてもコンテンツを構成するプログラム又は媒体に係る知的財産権を含む一切の権限、権利を保持します。

第31条 (情報の取得)

当社は、Webサービス(インターネット標準の各種Webプロトコルを利用してアクセス可能なプログラマブルなアプリケーション・コンポーネント)の技術を利用し、システムが割り振った番号により、お客様から、いつ、何のコンテンツがどの内部IDに割り振られたのかという情報を取得しております。この情報には、個人を特定する情報は含まれません。

第32条 (保証の制限)

当社はコンテンツに関して瑕疵(バグ)がないことを保証しません。当社は、お客様がコンテンツを使用され、あるいは使用できなかったことにより生じた直接的又は間接的損害等について、いかなる場合においても、お客様に対し何らの責任を負いません。

第33条 (ユニット使用によるコンテンツのご利用)

お客様がコンテンツのご利用をする場合は、ご購入のライセンス単位(以下「ユニット」といいます)を上限として、コンテンツごとに定めたユニットを使用するものとします。

第34条 (ユニットの購入)

お客様よりユニットご購入の申込があったときは、当社は、本製品等においてお客様によるユニットのご使用が可能となるための必要な手続きをいたします。

第35条 (ユニット使用状況の報告)

コンテンツをご利用になった際は、月末毎に当社に対して手動又は自動で報告するものとします。ご利用月から一ヶ月以上お客様からの利用状況の報告が滞った場合又は報告内容が事実と異なる場合は、利用可能なユニットがすべて使用されたものとみなされ、速やかにその清算をするものとします。なお、お客様の利用状況と事実が異なる場合やその他必要がある場合は、お客様の利用場所における使用状況を監査することがあります。

第36条 (許諾される権利の性質)

お客様が発行可能となったユニットによって許諾された権利

は、ユニットを使用することによってコンテンツを利用することができるにとどまるものであり、コンテンツにかかる権利を譲渡するものではありません。

第37条 (ユニットの有効期間)

ユニットは、第34条(ユニットの購入)による必要な手続きが完了したことをお客様に通知した日から1年間若しくはユニット残数が全てなくなるまでのいずれか短い期間を有効期間とします。前項の有効期間又は本サービスの契約期間が満了して1ヶ月経過時に、本製品等が更新される場合を除き、利用者の学習・研修履歴情報はじめお預かりした個人情報を含む全てのデータは削除されます。

第38条 (ユニットの返還・償還)

一度発行されたユニットは使用を中止しても返還、償還いたしません。なお、発行されずに有効期間を経過したユニットについても同様とします。但し、本サービスを最初に利用しようとした際、お客様の責に帰さない予見不可能な問題によって利用できなかった場合で、かつその問題を当社が速やかに解決できなかったときに限り、使用された当該ユニットを返却いたします。

第4章 iStudy LMS Platform Service

第39条 (許諾の目的)

本章は、当社がお客様に提供または販売した iStudy LMS License を、当社管理のサーバ上で利用するためのプラットフォームサービス(以下、「本サービス」といいます)について定めるものです。

第40条 (本サービスの内容)

1. 当社がお客様に提供する本サービスのご利用条件は、この契約及びサービス・ユーザ証書記載のとおりとします。
2. 当社は、当社所有のサーバを、iStudy LMS License 等の利用のみを目的として、信頼性の高いデータセンター内に設置し、接続回線、電源、空調等の設備を提供します。
3. 当社は、サーバのハードディスク領域の一部(以下「ユーザディスク領域」)において、当社製品をインターネット経由で使用する環境を提供します。
4. 当社は、当社製品の利用のみを目的として、お客様が WWW 経由でユーザディスク領域にアクセスできるネットワーク環境を提供します。

第41条 (利用容量)

1. お客様が作成し著作権を有するコンテンツまたは、お客様が用意したコンテンツをアップロードできる容量は、ご契約及びサービス・ユーザ証書、またはプログラム・ユーザ証書記載の容量を上限とします。
2. お客様がアップロードしたコンテンツの容量が契約及びサービス・ユーザ証書、またはプログラム・ユーザ証書記載の容量を超えたことを当社において確認した場合、当社は、速やかにお客様に対しその内容を通知します。この場合、お客様は、当社に対し、かかる超過分の容量に応じた追加料金を支払うものとします。

第42条 (本サービスの制限)

当社は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、秩序の回復又は維持、或いは公の利益のため緊急を要する事項を優先的に取り扱う必要がある場合、その他緊急やむを得ない場合、本サービスを制限する場合があります。本サービスの保守を定期的に若しくは緊急に行う場合、又は障害等やむをえないときも同様とします。

第43条 (遵守事項)

1. お客様は、本サービスを利用して、法令により禁止されている事項もしくは公序良俗に反する事項を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客様が本サービスを利用してお客様ご自身のコンテンツ等を掲載又は開示もしくは提供する場合には、その内容に関する権利の性質や帰属に関する責任はお客様自身が負うものとします。
3. お客様は、本サービスのご利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメインを使用する権利の有無及びその他一切の紛争について、お客様ご自身の責任で誠実にこれを解決するものとします。
4. 当社は、第三者より当該第三者とお客様との紛争に関し問い合わせを受けたときは、お客様にご連絡いたします。お客様は、自己の氏名、連絡先等を自ら当該第三者に開示し、ご自身で当該紛争の解決にあたるものとします。

第44条 (ファイル情報)

1. お客様が本サービスを終了又は中止をした場合、当社はお客様に事前告知をした上で、お客様のコンテンツデータファイルを消去いたします。
2. やむを得ない事由により本サービス用設備が故障した場合、お客様がユーザディスク領域で保有する情報が消去することがあることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。
3. 本サービスにおけるデータ等が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第45条 (期限の利益の喪失)

1. お客様に第21条に該当する事由が生じたときは、お客様は当社に対する一切の債務につき期限の利益を喪失するものとします。
2. お客様に第21条に該当する事由が生じたときは、お客様は、違約金として、月額ハードウェア利用費用に解約翌月から残月数を乗算した金額を当社に支払うものとします。

第5章 その他条項

第46条 (契約解除)

お客様が本附則に違反した場合、当社は本製品等をいつでも解約できるものとします。その場合には、利用者は直ちに対象プログラムまたはサービスの使用を中止するものとします。

2005年2月制定

最終改定日 : 2016年9月5日

※「iStudy」はアイスタディ株式会社の登録商標です。
※「V-CUBE」は株式会社ブイキューブの登録商標です。